

ただし、主務省令で定める場合は、この限りでない。

2 主務省令で定める品目に属する指定貨物に前項の規定により等級の表示を附したときは、その等級の表示をもつて第十条に規定する基準に適合している旨の表示とみなす。

第三条 第三条、第五条、第九条（適用除外）

第二項又は第十条の規定は、次に掲げる場合は、適用しない。

一 その指定貨物の輸出が輸出品の声価を害するおそれがないと認められる場合において、主務大臣が許可したとき。

二 本邦にある外国公館が送付する指定貨物を輸出するとき、その他主務省令で定める場合

第三章 指定検査機関（指定）

第十四条 第三条第一項、第四条又は第五条の指定は、主務省令で定める区分ごとに、輸出検査を行おうとする者の申請により行う。（欠格事由）

第十五条 次の各号の一に該当する者は、第三条第一項、第四条又は第五条の指定を受けることができない。

一 この法律又は外国為替及び外國貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十九号）若しくは輸入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者

二 第二十八条第一項の規定により指定を取り消され、取消の日から一年を経過しない者

三 その業務を行う役員のうちに、次の各号の一に該当する者がある者

イ 第一号に該当する者
ロ 第二十四条の規定による命令により解任され、解任の日から一年を経過しない者

（指定基準）

第十六条 主務大臣は、第三条第一項、第四条又は第五条の指定の中請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 主務省令で定める機械器具その他設備を用いて輸出検査を行いうものであること。

二 主務省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が輸出検査を実施し、その数が主務大臣が定める数以上であること。

三 輸出検査を行うため主務省令で定める地域ごとに一以上の事業所を有すること。

（事業所の変更）

第十九条 指定検査機関は、輸出検査を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、第十六条第一号に規定する機械器具その他の設備を使用しよう、かつ、同条第二号に規定する者に輸出検査を実施させなければならない。

2 指定検査機関は、輸出検査を行いう前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定検査機関は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

2 指定検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

（役員等の選任及び解任）

第二十三条 指定検査機関の役員の選任及び解任は、主務大臣の認可を受けなければならない。

（職員の選任及び解任）

第二十七条 主務大臣は、指定検査機関が第十六条第一号から第六号までに適合しなかつたと認めるとときは、その指定検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（指定の取消等）

第二十八条 主務大臣は、指定検査機関が次の各号の一に該当するとときは、その旨を官報に公示しなければならない。

滑に行うに十分な經理的基礎を有すること。

七 その指定することによつて申請に係る指定貨物の輸出検査の能力が著しく過剰とならないこと。

八 申請に係る指定貨物の輸出検査の手続が公正であることを示すものであること。

これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務規程で定めるべき事項は、主務省令で定める。

3 主務大臣は、第一項の認可をした業務規程が輸出検査の公正な運営上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

4 指定検査機関は、主務大臣又は輸出検査員を解任すべきことを命ずることができる。

（輸出検査員の登録）

第二十五条 主務省に輸出検査員登録簿を備え、輸出検査員に関する事項及びその登録の手続は、主務省令で定める。

（輸出検査員の登録）

第二十六条 輸出検査の業務に従事する指定検査機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

2 前項の規定により登録すべき事項及びその登録の手続は、主務省令で定める。

（罰則の適用）

第二十二条 指定検査機関は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（事業計画等）

第二十二条 指定検査機関は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（職員の選任及び解任）

第二十七条 主務大臣は、指定検査機関が第十六条第一号から第六号までに適合しなかつたと認めるとときは、その指定検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（職員の選任及び解任）

第二十八条 主務大臣は、指定検査機関が次の各号の一に該当するとときは、その旨を官報に公示しなければならない。

（職員の選任及び解任）

第二十九条 指定検査機関は、輸出検査を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

（職員の選任及び解任）

第二十条 指定検査機関は、輸出検査の業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。

（業務規程）

第二十一条 指定検査機関は、輸出検査の業務に係る規程（以下「業務規程」という。）を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。

（業務規程）

ばならない。これを解任したときも、同様とする。

（解任命令）

第二十四条 主務大臣は、指定検査機関の役員又は輸出検査員がこの法律若しくはこの法律に基く命令又は業務規程に違反したときは、その指定検査機関に対し、その役員又は輸出検査員を解任すべきことを命ずることができる。

（輸出検査員の登録）

第二十五条 主務省に輸出検査員登録簿を備え、輸出検査員に関する事項及びその登録の手續は、主務省令で定める。

（輸出検査員の登録）

第二十六条 輸出検査の業務に従事する指定検査機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（罰則の適用）

第二十二条 指定検査機関は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（職員の選任及び解任）

第二十七条 主務大臣は、指定検査機関が第十六条第一号から第六号までに適合しなかつたと認めるとときは、その指定検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（職員の選任及び解任）

第二十八条 主務大臣は、指定検査機関が次の各号の一に該当するとときは、その旨を官報に公示しなければならない。

（職員の選任及び解任）

第二十九条 指定検査機関は、輸出検査を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

（職員の選任及び解任）

第二十条 指定検査機関は、輸出検査の業務に係る規程（以下「業務規程」という。）を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。

（業務規程）

第二十一条 指定検査機関は、輸出検査の業務に係る規程（以下「業務規程」という。）を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。

（業務規程）

第二十二条 指定検査機関は、輸出検査の業務に係る規程（以下「業務規程」という。）を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。

（業務規程）

第二十三条 指定検査機関は、輸出検査の業務に係る規程（以下「業務規程」という。）を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。

（業務規程）

全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この法律の規定に違反したとき。

二 第二十条第一項の認可を受けた業務規程によらないで輸出検査を行つたとき。

三 第二十条第三項、第二十四条又は前条の規定による命令に違反したとき。

四 不正の手段により指定を受けたとき。

五 主務大臣は、前項の規定により指定を取り消し、又は輸出検査の業務の停止を命じたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

第六章 指定検査機関は、帳簿を備え、輸出検査に関し主務省令で定める事項を記載しなければならない。

第七章 輸出検査審議会（設置）（権限）

第三十条 通商産業省に、輸出検査審議会を置く。

第八章 雜則

第三十一条 輸出検査審議会（以下「審議会」という。）は、関係各大臣の諮問に応じ、輸出検査に関する重要事項を調査審議する。

（組織）

第三十二条 審議会は、委員六十人以内で組織する。

2 専門の事項を調査させるため、審議会に、専門委員を置くことができる。

第三十三条 委員及び専門委員は、関係行政機関の職員及び輸出検査

に關し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

二 通商産業大臣は、委員のうち一人を会長として指名し、会務を総理させる。（任期）

第三十四条 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。

（勤務）

第三十五条 委員及び専門委員は、非常勤とする。

（部会）

第三十六条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会に部長を置き、会長の指名する委員がこれに當る。

3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。（省令への委任）

第三十七条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に必要な事項は、通商産業省令で定める。

第五章 雜則

第三十八条 主務大臣は、第二条第一項、第四条若しくは第五条の政令の制定若しくは改廃の立案をしよとするとき、又は第二条若しくは第八条第一項の主務省令、第四条若しくは第十条第一項、第二条第一項の政令で定める

2 必要な限度において、その職員は、指定検査機関の事務所、事業所又は倉庫に立ち入り、業務の状況又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す證明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

（報告の徵収）

（報告の徵収）

第三十九条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、輸出検査を受ける者、第十条の規定により表示を附する者又は輸出業者に對し、その指定貨物の品目、数量、仕向地、所在の場所若しくは輸出の時期又は輸出検査若しくは同条の規定による表示に關し、報告をさせることができる。

2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定検査機関に対し、その業務又は經理の状況に關し報告をさせることができるものと該当するときは、その表示を除去し、又はこれを消印を附することができる。

3 その指定貨物又は材料が次の各号の一に該当するときは、その表示を除去し、又はこれに消印を附することができる。

（立入検査）

第四十条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、輸出検査を受ける者、第十条の規定により表示を附する者若しくは指定貨物の輸出業者の事務所、事業所若しくは倉庫又はこれらの者の所有する指定貨物の保管の場所に立ち入り、指定貨物、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 第三条第一項若しくは第十条第一項の規定により主務大臣が指定する貨物若しくはその包装又は第四条第一項の規定により主務大臣が指定する材料に第七条又は第十条の規定により表示が附されている場合において、その例により公開による聴聞を行つた後、文書をもつて決定をし、その写を異議の申立をした者に送付しなければならない。

（手数料）

第四十五条 輸出検査を受けようとする者は、政令で定める額の手数料を納めなければならない。

（一の指定貨物について二以上の輸出検査を要する場合においては、その二以上の検査の手数料の額

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聽聞に際しては、その処分に係る者及び利害關係人に對し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機會を与えるなければならない。

（異議の申立）

第四十三条 この法律の規定による行政府又は指定検査機関の処分に對し不服のある者は、その処分のあつたことを知つた日から三十日以内に、その旨を記載した書面をもつて、主務大臣に異議の申立をすることができる。ただし、処分の日から六十日を経過したときは、異議の申立をすることができない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聽聞に際しては、その処分に係る者及び利害關係人に對し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機會を与えるなければならない。

（立入検査）

第四十四条 主務大臣は、異議の申立を受理したときは、第四十二条の例により公開による聴聞を行つた後、文書をもつて決定をし、その写を異議の申立をした者に送付しなければならない。

（手数料）

第四十五条 輸出検査を受けようとする者は、政令で定める額の手数料を納めなければならない。

（一の指定貨物について二以上の輸出検査を要する場合においては、その二以上の検査の手数料の額

次に、担保危険の範囲の改善及び現行法におきまして御説明いたしましたと、戦争、革命、内乱のような非常事態によつて解散いたしました場合、投資者が株式を処分するかまたは被投資法人の清算が結了いたしたときに初めて保険金を支払うようになつておりますが、これでは保険者、被保険者ともどもに不利益をこうむることになりますので、被投資法人が解散をしたときに保険金の支払いができるように改正をいたしました。

次は現行法におきましては、戦争、革命または内乱によつて被投資法人が解散するか、事業を休止した場合に、その損失に対し保険金を支払うことになつておりますが、今回の改正においては、戦争、革命、内乱のほか、暴動または騒乱のように、これに準ずる事態をも加えるとともに、さらには設備や漁業権、漁業権のように事業遂行上重要な権利を侵害される場合を加えることとしたのであります。

次に、保険金の算定の方法につきましては、被保険者の有利となるよう若干の改正、たとえて申しますと、収用補償金をもらった後この補償金を凍結されるような場合、これを損失金に算入する等の改正を加えています。また、填補率は、現行において六〇%でありましたが、七五%に改めることいたしました。なお、保険料率は政令で定められておりますが、現行の一年につき一・五%を一・二五%に引き下げる予定であります。

改正点の第二は、海外投資利益保険の創設であります。この保険は、為替取引の制限または禁止、為替取引の途次に、

事由により引き受けられず、配当金の不履行、配当金を一定額を填補する保険をおきません。保険料率は一絶です。
以上が今回です。何とぞ慎ましくおきめます。
○松山(泰)政代表の方から思いますが、さるんことをおきめます。
参議院の修訂案で、お手元に輸出検査の要点といいますので、そなてお聞き取りました。
まず第一点に当り、その検査方法を定めるものと聞きましては、その検査方法を定めなければ輸出等に当たり、その検査方法を定めることは、その検査方法を定めることになります。
う格好になつて、この輸出検査の検査する方の検査するとか、ある抜き取り検査方法をも主務官として、具体的なういう点でござります。

法は、国の検査機関の長が主務大臣によって登録検査機関におきまして、その原則を定めた法の一つとしまして、その原則を守ることによって、その権限を受けることになつておられます。従いまして、現在の一応この検査方法は、ましても、民間の登録検査機関においても、いざれもはつきりと規定をするところとあります。

第二、「指定検査機」の選任及び解任は主務大臣によつて行なはなければその効力を有することと「政府原案」によつて、それを今度は主務大臣の選任及び輸出検査員の選任及び大臣への届出ということがあります。なお、この役員の選任及び解任は、主務大臣の認可となつておるのであります。なほ、この実施を確保するといふ趣旨で、第三は、検査員の選任、解任の認可制にかかるさせられましたのであります。

第三は、「この法律で指定貨物を輸出しない」という罰則(三百万円以下の罰金)をした後、輸出停止の指定貨物を輸出しないものとし、併し大臣が制裁措置として反対する罰則(三年以内の禁錮)をした後、輸出停止の指定貨物を輸出しないものとし、併し大臣が制裁措置として反対する罰則(三百万円以下の罰金)

すること。」政府原案におきましては、この法律の規定に違反して指定貨物を輸出した者に対しましては、罰則といつたしまして、三年以下の懲役または三十万円以下の罰金を課することになつておるのであります。そのほかに、ここに書かれておりますように、主務大臣が公開による聴聞をした後に、法律の規定に違反した指定貨物を輸出した者に対しまして、一年以内を限つて輸出停止の命令をすることができるという、いわゆる行政罰を、刑事罰とあわせて課する方が、なお法の施行の適正を期するゆえんではないかといふ趣旨で、この項がつけ加えられたのであります。

簡単でございますが、参議院における輸出検査法案に対する修正点の大要点は以上の通りであります。

○**福田委員長** 以上両案に対する質疑ですが、御異議ありませんか。

は後日に行うことになります。

○**福田委員長** この際輸出入組合に対する問題について調査を進めたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**福田委員長** 御異議なしと認めます。よつて輸出入組合に関する問題について調査を進めます。質疑に入ります。通告がありますのでこれを許します。松平忠久君。

○**松平委員** ただいま日本の輸出入關係についてこれを増強するための二つの法案が提案されておりますが、輸出入の増強についてはこのほかいろいろな措置があると思うのであります。政府において考えられておるものの中には輸出入銀行のクレジットの設定ということがあつて、ただいま通産当局と大

○松屋(泰)政府委員 あるいは大蔵事務局の方の説明が適切かと思いますが、私どもの承知している範囲で申上げますと、輸出入銀行法の改正においては、かねてから通産省におきましては、かねてから通産省におきまして研究をいたしておりまして、大蔵省とも連絡協議を重ねて参つております。その改正の方向は、最近の諸外国に対する経済協力を活発にするという趣旨からいたしまして、いわゆる海外投資の道を拡大する、それには輸出入銀行が海外投資をする人に対しての融資をする道をできるだけ拡大をし、またいろいろの条件を緩和するという方向で、研究をして参ったわけであります。おおむね両省の意見は一致をしておるのであります。が、一、二の点におきましてまだ最終的な意見の調整ができませんために、国会提出がおくれているということに承知をしておるのであります。

なければならぬ、推進していかなければならぬというふうに考えておりますので、その点は特に要望を申し上げておきます。それからもう一つは、新聞等で最近すいぶんいろいろ出ておりましては、いわゆる輸出入取引法の改正案をお出しになるとということでありまして、これを近くお出しになるような資料を私どもいただいておるわけですが、これは大体いつごろ国会提出の運びになりますか。その見込みを一つお聞かせ願いたい。

○松尾(泰)政府委員 輸出入取引法の改正につきましては、目下鋭意作業を進めておりますのであります。何分いろいろ連絡する個所も多うございますが、何分いろいろ法理論としてもいろいろ問題点がござりますので、非常に時間がかかるたのであります。が、大体調整ができると思っておるのであります。従いましてわれわれ事務当局の者といたしましては、四月上旬少くとも十日前くらいには提出ができるのではないかというふうに考えております。

○松平委員 この法案に関して、今から二週間ぐらい前でありましたか、日本経済にもかなりアウトラインのようなものが出ておりましたし、その他の新聞にも二、三見かけたのであります。それに基いてすいぶん業者の方から反対の意見が、やはり新聞に散見しておりますのであります。この法案を見なければわかりませんが、一部伝そられてくれるところによると、今回のこの輸出入法の改正といふものは、相当官僚統制的な色彩が濃厚である、こうしたことについて非常に不満を各界に与えておるよう思ふのです。つまり今までのカルテルをもつと非常に強化

して、通産省が権限を拡大していく、こういう点に相当反論、反撃があるのではないか、こういうふうに思うのですが、それらの点はどの程度今までよりも強くするという御意向なんですか。

○松尾(泰)政府委員 今考えておりません。輸出入取引法の改正の要点は三つあるわけです。一つは輸出組合の強化、第二は輸入業者または輸入組合のいわゆるカルテル的な協定を締結得る場合の範囲を拡大するということ、それから第三点は、輸出品のメーカーと輸出業者との間に、現在も十ぐらい存在いたしますが、これらのいわゆる輸出品取会社に対する監督規定の強化、あわせて独禁法の適用除外にいたそうという点であります。今申しました第

二、第三の点につきましては、あまり問題はないでありまするが、第一の輸出組合の強化の方法について若干民間で異論があるわけであります。それはただいま御説明を申し上げまするが、別段官僚統制を強化するということではないのであります。今までして、現在の輸出組合といふものがいわゆる任意設立であり、輸出組合におきましては、三十人以上のメンバーでもって設立できるという非常に自由な任意的な組合なのであります。ところがかねてから輸出組合をもつと強化して輸出取引秩序の確立をいたすためには、アウトサイダーの規制権を輸出組合に与えるべきであるという議論が、この輸出入取引法を制定せられまして以来、非常に強かつたのであります。それに即応しまして若干の改正がてきてきたわけではございませんが、なかなかこの輸出組合に組合員でない者のアウトサイダーの規

制権を与えるということが法理論としては非常にむずかしいということだとあります。たのであります。そこでしかば輸出組合の性格をいま少しく公的な性格なものに切りかえることによつて、マウトサイダーの規制権を輸出組合に与えられないかというふうなことで、「時は甲、乙二種類の輸出組合を作りまして、乙類の輸出組合とは現在の任意設立の輸出組合であり、甲類の輸出組合といいますのは、いわゆる資格者の二分の一以上の組合員を擁して、また当該商品の輸出額の三分の二ないし四分の三以上をその組合員が持つてゐるような場合の組合を甲組合とし、その甲組合にマウトサイダーの規制権を与えてはどうかというふうな議論をしておつたのであります。そういうふうに甲乙の二種類に分けますと、現在の組合でなかなか甲組合にならない組合があり、してはそれらの組合が小さな組合に分裂をしていく、というふうな心配もありまして、今生御指摘のような反対があつたのであります。そこで確かにそういう議論もしておきましたので、現在の方向といたしましては、輸出組合の種類を甲乙というふうに分けませんで、現状のままにしておきまして、一定の資格要件を備える輸出組合、たとえば資格者の二分の一以上が組合員となつておなり、あるいは輸出総額の三分の二以上いわゆる相当額の輸出実績を組合員が持つておるというふうな組合に対しましては、主務大臣の事務の一部を取り扱わせるというふうな方向で、輸出組合の強化をはかつていつはどうだろかというふうなラインで研究をしていく、今のところ事務当局といいたし

ましては、大体そういうふうな方向でまとめてみたいというふうに考えておる次第であります。決して官僚統制を強化するというふうな趣旨で改正を意図しているのではないであります。

○松平委員 その甲乙というふうに分けることはやめて、実質的には分けるような立合にして今やられている、こういうわけであります。これはずれ法案が出てきてから詳しいことは御説明もあり、また質疑もしたいと思うのですが、先ほど局長の述べられた第三点に関して、いわゆる買取機関を指定するといいますか、それは特定の場合においては特定のメーカーに輸出品を出させるごとく、もしくはそこから買わせるよう命令をする、こういうわけでありますが、それは通産大臣が命令することになりますが、またどういう条件のときにそういう買取機関を指定する、もしくは買取るべき物質を指定するつもりであるか、それをちょっとここでお聞きしたいのです。

○松尾(恭)政府委員 いづれ改正法案を御審議願う際に詳細御説明申し上げたいと思いますが、現在すでにいわゆる輸出品買取会社と、いうものが十巴ばかりあるのであります。ところがこれが実質的には独占形態でございますが、独禁法の除外ということに実はなってないわけであります。率直に言うと、公正取引委員会との話し合いで必要性を認められてやかましく言わないというふうな格好になつておる、いわば法律上は非常に問題があるような形態になつておりますので、それをはつきりと合法化しよう、こういうのがまず第一のねらいであります。そこで從

來の輸出入取引法の趣旨から申しますと、輸出秩序確立の方法としまして、まず輸出業者のカルテル協定を認めております。あるいは輸出価格、輸出数量の協定等も言っておるのであります。商品によりまして輸出業者だけがいわゆる税関線におきまして価格をきめて、一致した行動をとろうと思いましても、多数のメーカーがおられる、それに多数の輸出業者が組み合わざることになりますと、輸出組合の協定によりましては、なかなか十分な効果が出て参らぬ。実際は協定を作りましても、リベートとかあるいはキック・バックとかいう方法で、海外のバイヤーに対しましては一切協定なきがごときような弊害が出ておる面が多くあるわけでござります。そこでそういうふうな輸出組合の価格または数量協定によりまして効果が上らないということふうな場合には、輸出業者とメーカーとの関係をいわば遮断する意味におきまして、中間に買取会社を作つて、メーカーは全部そこの買取会社に売り、輸出業者は買取会社からいわゆる買取会社の建値で買つて輸出すると、いうことに対する方がより効果的であろうといふうな趣旨で、買取機関をはつきりそういう必要のある場合に指定をしようというわけでございます。これも業界がそういうことを認識され、会社を作られるということになつて思つてもつていろいろそういう輸出組合の協定もできるし、メーカーとのいろいろな話し合いもできるが、それでも効果の薄い場合で、両者で一つ中で单

一會社を作つていただきて、そこを通じて輸出価格の足並みをそろえて、輸出秩序の確立を期そう、こういう趣旨なりであります。

○松平委員 そういう買取機関を新しく作るという場合には、政府はあまり干渉がましいことはせずに、業者の盛り上る意思によって作っていかせたい、こういう御答弁であったわけです。が、そうしますとそれは全然業者だけにまかせておくということになるのですか。やはり適当に盛り上りを政府でも指導するというか話し合いの上でそういう機運を醸成するというお考えがあるのでなかろうかと思いますが、それが第一点。

それからそういうものを作った場合、新たに買取機関とどうか特定の指定会社を作った場合において、その会社の役員だとかそういう者の任免あるいはいろいろな行為とというものについて、通産省はどの程度これを監督するのか、もしくはほつたらかしにしておくのか、その点の現在までの事務当局のお考えはどういうことであるか、伺いたいと思います。

○松尾(泰)政府委員 まず第二点の買取機関に対する監督の問題でございまが、これはいわば非常に強力な独占体を合法化し、独占権を認めるという建前になりますので、政府の監督を強化するという方法がいいのではないかということで、今のところの案におきましては、役員の選任、解任は認可制にするあるいは業務方法書等も認可制にするというように考えておりま

ふうな指導なり奨励をするかというお尋ねかと思いますが、これは商品によりまして事情が違うわけあります。要は業界がそういう機運になることが先決問題で、輸出組合の協定あるいは調整組合との間の团体協約等も現在で見るわけであります。従つてそういう方法で事足りる場合は、そういう買取機関は比較的できないのではないかとわれわれは推測しているわけであります。そういう方法をとりましても輸出業者もメーカーもどうもうまくいかぬということを認識されて、初めてメーカーと輸出業者で買取機関を作られるわけであります。先ほど申しましたように、業界というのは輸出業者とかメーカーだけというのではありませんで、両方が盛り上つてそういう機運を作ろうということになつてくるのが先決問題であろうかと思ひます。ただわれわれといたしましては、あまり小さな商品につきましてちょこちょことそういう機関がただやたらにできて、取引の自由な活動を阻害するということになつては困るわけであります。いづれ法律案御審議のときにもいろいろ御説明申し上げますが、法律の条文におきましても、こういう設立し得る場合が限定をされるのであります。従いまして業界が盛り上つてきたような場合には、われわれとしては適当な指導をいたそうと思っておりますが、業界が全然その機運になつていないと、はり業界からそういう意見が盛り上つてきて、でき上つたものが果してメーカー、輸出業者の公平な利害という点から見て問題ないかどうかをいわば

○中崎委員 関連して。今通商局長から御説明があつたのでありますから、この買取機関を作れば、これは排他的な独占的な運用になると思います。これはよくよくのことといいますか、そう簡単にあり得るはずのものではないと思ひますが、具体的にはどういう場合を予想しておるのか、それをお尋ねしたいと思います。

○松尾(泰)政府委員 先ほども申し上げましたように、これはいわば一定のスケジュールを作りましてこういう商品についてはこう、こういう商品についてはこうというようなスケジュールを作つておるわけではないわけであります。現在こういう種類の買取機関が十あるわけであります。ところが独禁法上何ら認められておらないというので、その現在あります十の買取機関を合法化するというのがまず第一の目的であります。その十以外の新しい商品につきましては、先ほども繰り返して申しておりますように、業界からその必要を認めて作りたいというふうな要望があつてできるのであります。

従つて今政府の方で、次はこの商品、その次はこの商品といふような一定のスケジュールを持っておるわけではござるものないわけであります。

○中崎委員 現在すでにそういうものが存在しておるということになりますと、現在の運用において、国民経済的に見てどういう点に不都合があるのか。そういう買取機関があるのにかかわらず、実際は收拾つかぬくらいうまく行っていないのか。たとえば対

外の信用の上においても、非常に不利益な契約をそれがためにやらなければならなかつたとかいうふうな具体的な事例が、目に余るような事例が、現在こういうふうなものの中にあるのかないのか、それをお尋ねしたい。

○松尾(泰)政府委員 現在あります十の買取機関につきましては、それぞれの必要がありまして、輸出業者も輸出品のメーカーもがお作りになつた機関をやめて新しく十作ると申し上げております。従いまして今まできましたあとは円滑に業務は進んでおると私は思うのであります。何もこの十の機関をやめて新しく十作ると適用除外といふことになつておりますので、独禁法上はそれは適用除外と合法化する。実際は独占形態でありまするが、独禁法上はそれは適用除外と合法化する——という言葉は若干不正確かもしれません、するわけであります。たとえば一例を申し上げますならば、双眼鏡なんかで作つておるわけであります。たくさんのお出業者がおられ、たくさんのメーカーがおられるという場合に、輸出組合でいろいろな協定を結んでも、なかなか値くずしの競争というものはおさまらぬということで、輸出業者もメーカーも、一つそれではわれわれのまん中にこういふ機関を作つて、そこを通してお互いに売り買いをしようじゃないか、そうすればお互いの建値というものが一つのいわば生産規制にもなり、あるいは輸出の規制にもなるということで、両者が円満に話をされてできたのがそういう買取機関であります。農林水産物についてもかなりそういうものがありますが、合計いたしまして、今申しま

すようには、今までの改正法案の対象になるのであります。
○中崎委員 私が聞くのは、現在そういうものがあつて、それが非常にうまく行っていない、国家的に見て非常に損失になるようなことと、平気でやつておるというふうなことがあるのかどうなのかということを聞いておる。その運用上の現在の実情が一体どうなつておるかということを聞いておるわけです。
○松尾(泰)政府委員 まだ率直に申しまして各会社の業務を詳説勉強いたしておりませんが、私は順調に業務を進めておる、あまりそういう摩擦はないというふうに伺つておるわけであります。
○松平委員 いずれ法案が出てから、これについていろいろ質問したいと思ひますので、きょうはこれでやめますけれども、私はいろいろな反対意見の中の一つとしては、やはり官僚的なにおいがあるのではないか。これに対する反発がかなりあつたように思うのです。そこで結局いろいろな買取機関を作るにしても、あるいは輸出入組合を強固なものにするにしても、カルタルを強化するということになると、どうしても、その権限は通産大臣に帰するわけであります。そうしますと、やはり通産省との連絡を密にしなければなりません。そういうかねというようなことで、人事等につきましても通産省のいわゆる古手役人をそつちの方へだんだん出していくというような傾向がないでない。そういう逆行したところの官僚統制をやらないといつても、自然にそういうふうに人事の面でやって

いくような傾向が助長されるおそれもあるので、法案の作成に当つては特にそれらの点について注意をして、いろいろな業者の意見を聞いて、摩擦のないようなものにしていただきたいこととを要望いたしまして、私の質問を終ります。

○福田委員長 加藤清二君

○が職(第)委員たたし到上程になつておりまする輸出検査法の一部改正、

質問をしてみたいと存じます。

本法案の趣旨であるところの、わが国輸出品の声価の維持並びに向上をは

かるということは、私どもこれは全面的二資化だ。ざつざつと

面白がる賛成でございまして、ところが声価の維持向上でなくして、逆にぬれぎ

ぬを着せられて、いるという面が過去においては多々ございましたので、この

際この検査法案の趣旨が最もよく發揮されるところは、検査と教育二つの

みならず、ぬれぎぬを着せられるよう

な原因の除去等についても御考慮を
払つていらっしゃると存じますので、

その点でついに政府側の具体的な方法について承りたいと思つたのである。

います。具体的に申し上げますと、

日本の毛製品が海外に輸出されます

ションであるというわけで英國から抗議が参ります。その抗議はやがて國際

間のいろいろな問題に悪影響を及ぼし

それは、作る側や意匠センターの関係を

調査いたしてみますと、何もメーカー側が作戦的にその意図を盗んだといふ

うような例はまずまずないのであります。なぜそれではそのようなイミテーションと思われるような品物がで

きたかと申しますと、これはバイヤーがこういう柄を作ってくれと、して指定をしてくるのでございます。するわけではない。作る側で見れば、その他であつたりするわけでございません。そこで、決して日本の商社が指定をして、決して日本への輸出を振興する上においても承わりたいのであります。

○松尾(泰)政府委員 確かに意匠の模倣あるいはクレームの原因が日本の業者の過失ではなしに、先方のバイヤーの指定してきたものだから日本側からの注文によって起る場合がかなりあることは先生御指摘の通りでござります。ところがこれは一がいにバイヤーの指定してきたものだから日本側のメーカー、輸出手業者の責任はないんだとも言い切れないのであります。つまりから、向うから指定された柄を作らないことは、それこそそこで立ちどころにクレームになりますので、その柄が莫国ものであるのかあるいはアメリカの特許のものであるのか、そんなことは知らずに、言われるままに作るわなんです。それが海外に行つてから、やれイミテーションだ、クレームだ、こういうことになり、あたかもメーカーが意匠を盗んだかのごとき印象を世間に与えます。まことにもつて遺憾のないことでござりますし、このことはやがて輸出の際にメーカー側がつかなびっくりでしなければならない、こういうことに相なつておるわけでござります。この点について政府当局としてはどのような具体策、どのような指導をあそばされていらっしゃいますか、ぜひ一つ業界のため将来輸出を振興する上においても承わりたいのであります。

されてとからくの批判を受けるのであります。そこで従来そのおそれのある商品については、たとえば綿織あるいは鋼磁器等について一番にギスからそういうふうな苦情が多かつて、そういうものについては、先も御存じのように、それぞれ意匠センターとかデザイン・センターを業界お作りになりまして、そういう事件起らないように努力をされているのあります。が、その他の商品についても、われわれとしましては、できるだけそういうふうな意匠センターないし、デザイナー・センターのようなセンターガでいて、業界で処置ができることがあります。希望しておるのであります。が、具休的なそういう苦情が海外から出て参ったときには、通産省としてはそういうような商品については、それが外国品のコピーニグではないのだというふうな文書をバイヤーからとつて、その安全部を見て輸出をしていただくという指導をしておるのであります。率直に申し述べて、このデザインのコピー防止対策であります。輸出に心がける輸出業者もメーカーも細心の努力をいたさなければならぬ問題かと思うのであります。それがためにあまりびくびくして活動がありません。が、実際問題としてこれは日本の評議会も非常に多いこととあります。が、問題が起ると、結局日本側の責任というになります關係で、関係ある御指摘のように、バイヤーの指図による場合も非常に大きいこととあります。が、問題が起ると、結局日本側の責任といふことになります。が、問題が起ると、結局日本側の責任といふことになります。

界も従来いろいろと努力をされておるのであります。なおわれわれもできるだけそういう問題が起らないよう努めまして参りたいと思っております。

○加藤(清)委員 ただいまの答弁で大体満足ではありまするが、由来日本の輸出品の声価を傷つけるものの内容は、一つには品質が悪い、それからコストが高い、このように外面向に宣伝されておるようでありまするが、たゞいま局長の言葉に上りましたところの陶器などか綿織物等々に限つては、決して品質が悪いというわけではございません。またコストが高いということも見受けられない。むしろ品質がよ過ぎて、コストが世界プライスと比較をして安過ぎるというのが現状でございます。にもかかわりませず、時折クレームなり何なりが出るのは一にかかるて意匠の問題のようでござります。そこで先般意匠センターなりができたのでございまして、ここでイミテーション問題を解決しようとしていらっしゃるようでござりまするが、むしろ私は検査を強化するというよりも、この綿維製品などがあるは陶器等々に限る限りは、この意匠センターを十分に強化拡充されるということの方が目下の急務ではないか、こう思うわけでござります。

そこで、検査の強化よりもむしろ意匠センターの強化拡充という問題について一つ政務次官に御見解を承わりたいのでござります。この意匠センターの予算でございますが、常に綿織物にしても綿織物にしてもあるいは毛織物にしてもそうでございまするが、生産の数量とかあるいは輸出の数量は賦課金がかかるつてきておるようでございま

す。その賦課金によってほとんどの経費がまかなわれておるようございまするが、私はむしろこの予算は輸出奨励に大いに関係がありまするので、から捻出された、つまり輸出に關係ある利潤からその經營の資金がまかなわれておるようございまするけれども、意匠センターに限つては、どうもメーカーないしは輸出者の負担で、特に小機屋あたりの乏しい利益からその経費がまかなわれておるということは少し片手落ちのような氣もいたしますが、これについて政務次官としてはどのようにお考えございましょうか。でき得べくんば意匠センターの費用などといふものはそう大して多額ものが必要としておりませんので、この際政府の英断によつてその大部分を政府資金からまかなわれるようですねば、小さな機屋あたりはずいぶん政府の恩恵に感謝すると思ひますが、いかがなものでござりますか。

ざいます。私は今度の輸出検査法を提案するまでにいろいろの話を伺い、また調査した結果を見ますると、やはり海外においていつてクレームのつくのは織維製品が非常に多いということです。それはいろいろ注文のときの関係等がありまして、そのままのもので行つてもいろいろまた向うでそれに対するクレームのつけようがありましようが、いざれにしてもその数字が多いという点についてはやはり検査は強化しなければならない。また先般来の小さい話ですが、中共の例の万年筆の問題を見ましても、輸出の検査の強化だけはすべきだ、こう考えております。話は戻りますて、意匠センターといふものをもう少し活用しなければならないし、従つて政府としてもこれらに相当の補助を見なければならぬ、こう考えます。それらは次に出てくる中小企業の団体法というようなものの面の強化によってこれらを推進することができるというふうにも私は考えておるわけでございます。

○加藤(清)委員 大体意匠についてクレームのついた品物のメーカーの内訳を調べてみますと、これは大紡績の製品に割合に少くて中小企業者の製品が多いようですございます。この一例をもつて見ましてもそうでございますが、大企業で經營する場合には、意匠のみならず品質にいたしましても、外国でどのようなものがどのようなパテンットになつているか等々のことについて研究するだけの余裕、利潤というものがござります。ところが事中小企業に関しては自転車操業でありますて、次官御存じの通り税金と金利に追われておるのが実情でございまして、世界中広く行

われている意匠を研究して、その後独自のものを作るとか、あるいは相手の意匠に似ないようにするというよなことまではとうてい永久にできまい。そこでぜひ一つせっかくできませんか意匠センターをして、その中小企業がやろうとしてやり得ないその苦しみを開いていただきたい、こう思つたでございます。一、次官の英断よましたならば、これははりっぱな仕事として未来永劫に残る仕事であり、しかもまた中小企業も喜び、やがて日本海外市場における日本商品の声価を上げる原因になると思いますので、ひとつこれはやっていただきたいと愚考をさせてございます。

もう一点だけでござりまするが、ナシ船米中国向けに出されました毛製品にクレームがついた。この輸出商は決して日本のいっては小さい商社ではありません。日本で名だたる総合商社といません。日本で名だたる総合商社が輸出しておるにもかかわりませず、こゝにクレームがついたということで、業界からはそれの実態調査をするため、中国へわざわざ出かけようぢやないか、ということまで相なつておるようですが、私はこの問題について調査本をこまかして作ったとも考えられないのでござります。私がこの問題によりますと、決してメーカー側も商社側も契約違反をしたことは考えられないのです。仕替書をこまかして作ったとも考えられるのでござります。この点はむろん日本の基準に含まれる範疇の受け取り方、相違からくるものではないか。あるいは同じ検査基準でございましても、その基準に含まれる範疇の受け取り方、相違からくるものではないか。もしこそうであるとするならば、今後の輸出

は、特に輸出の規格は世界共通の基準のもとに行われるよう、政府側からも業界に対し奨励すると同時に、そういう世界共通の基準のもとに輸出が行われるよう指導育成されればいいかと思いますが、この点の実態とこの問題に関する御見解を一つ承わりたいのでございます。

○松尾(泰)政府委員 中国向けの毛織物のクレームについてでございますが、われわれの調査によりますと、中国の検驗局の単なる誤解というふうに考えております。それは綿・スフ織物の取縮率三%、毛織物の取縮率六%、それでは大体よろしいということになつておるわけであります。ところが中国の検驗局では綿・スフ織物も毛織物も同じ取縮率いわゆる三%の方だ、こういうふうに誤解しておったことから問題が起つたようであります。その後事情がわかつて大体解決の方向に向つておると聞いております。またわれわれの調査によりますと、織物類については中国の検驗局にははつきりした検査基準はないよう伺つてゐる。これはあるいは調査不十分かも知れませんが、そういうように伺つておるのであります。

それから第二点の、今後の日本の検査基準を世界共通の基準にというお話でございますが、これは中国のような国営貿易をやつておるところにおいては検査機関も单一であつてはつきりはしておると思いますが、ほかの国々においては別段輸入する場合の検査基準がどうだといふはつきりしたものはないわけでありまして、個々の取引の契約の中でもうたわれておるというのが実情かとも思つてあります。もつとも世界的な

いわゆる行政的な検査機関ではない、取引上の検査機関というものもありますが、そういうふうな機関の採用しておられる検査基準なり検量方法はこれを参考にしてわれわれの検査基準の中にも取り入れるべきかとは思いますが、世界的共通の検査基準の発見は実際問題としてむずかしいのであります。われわれはもちろんそういうことも研究をして参考にしていかなければならぬとは思いますが、それよりも日本品が海外に出た場合に率直にいいましてあまりみつともないものが出来ないようになると、それがまず最初の目標ではなかろうかとも思うのであります。実際問題として雑貨にしても、あるいは先生御指摘のような中小企業の織物類にしましても、百のうち若干の件数ではありますのが、悪い品種のものが出ていく。全般的には日本のものはむろんかなり品質もよくなつたといわれてはおるのであります。中には、不心得といふか、不注意のために若干の不良品が出ることによつて、全体の声価を傷つける場合が多いのであります。こういう強制検査方法によつて全部検査にかけてそういうことのないようやりたい、こういうわけであります。検査基準についてはわれわれも今後研究をいたしますが、実際問題として世界共通のものということはなかなかむずかしいのではないかと考えております。

わざるぬれぎぬを日本側が着せられて
いたといふことにかんがみて、今後ぬ
れぎぬの原因を除去するよう特段の
御努力を要望いたしまして本日のとこ
ろはこれで終ります。

○福田委員長 本日はこの程度にとど
め、次会は明二十七日午前十時より開
会することとして、これにて散会いたし
ます。

昭和三十二年三月二十九日印刷

昭和三十二年三月三十日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局